平成２４年（フ）第３１号
長崎県対馬市豊玉町曽840番地
債務者　古藤　　正
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番１―604号
債務者　桑田こずえ
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５３３４号
大阪府高槻市牧田町５番43―504号
債務者　関西ＴＭサービスこと　竹之内正義
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５８号
大阪市東淀川区東中島２丁目１番３―309号
債務者　前川　宏司
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８０号
大阪市東淀川区下新庄１丁目11番８―305号
債務者　山本　　舞
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８２号
大阪府門真市大字三ツ島98番地の178　第２シャトー三ツ島501号
債務者　さが美こと　北川　祐子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８１２号
大阪市平野区長吉長原西１丁目５番27号　コスモハイツＡ102
債務者　笹野　　茂
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７６号
大阪府枚方市招提南町２丁目18番３―308号
債務者　諸喜田　昇（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１５号
大阪市東成区中道４―13―12　医療法人中本会中本病院内、住民票上の住所大阪府阪南市尾崎町７丁目２番13―402号
債務者　服部　　潤
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１６号
大阪府吹田市片山町１丁目10番15号
債務者　岩谷　和代
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４号
広島県福山市手城町２丁目11番７号
債務者　新開　節子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２２９号
広島県福山市新涯町５丁目17番10号　宇田住宅11号
債務者　谷口　友美
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３４号
広島県福山市神辺町上御領757番地６、住民票上の住所広島県福山市御幸町大字森脇186番地９
債務者　藤本　雅史
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４９号
広島県福山市山手町７丁目24番10号　フォンテーヌＢ204、旧住所広島県福山市東深津町５丁目10番15号
債務者　山根　和宏
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６２号
広島県福山市春日町１丁目18番５号　ウイングコーポ203、旧住所広島県福山市木之庄町３丁目７番21号
債務者　石田　啓子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７８号
新潟県長岡市今朝白３丁目８番１―214号　トーカンキャステール長岡駅東214号室
債務者　大川　敦隆
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
新潟県三島郡出雲崎町大字滝谷1102番地
債務者　諸橋　寛幸
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係